

当院の施設基準・加算について

当院では、令和6年6月の診療報酬改定に伴う、加算について以下の通り対応致します。

【医療情報・システム基盤整備体制充実加算】

マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになりました。

※顔写真は機器に保存されません。

※マイナンバーカードを健康保険証としてご利用になる場合は、事前にお申し込みが必要です。

- ・当院ではオンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・患者様同意のもと、医師がオンラインで薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して診療を行うことができます。
- ・診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

当院では、厚生労働省の定めに基づき「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」を算定しております。

マイナンバーカードをお持ちでない方は、従来どおり健康保険証を使った受診が可能です。詳しくは受付でご確認ください。正確な情報を取得・活用し、質の高い医療の提供につなげるため、患者様にはマイナ保険証によるオンライン資格確認の利用にご協力をお願い致します。

【医療 DX 推進体制整備加算の算定】

初診時に月1回に限り8点を算定致します。

※オンライン請求を行っております。

※オンライン資格確認を行う体制を有しています。

※電子処方箋を発行する体制を整えております。

- ・マイナ保険証推奨

当院は医療 DX 推進して質の高い医療を提供できるように体制整備を行っております。

オンライン資格確認等システムによる取得した医療情報等を活用して診療を実施しております。

- ・マイナ保険証利用を促進するなど、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。

【在宅医療情報連携加算（在医総管・施設総管・在宅がん医療総合診療料）】

当院では患者さんの診療情報等について、連携する関係機関と ICT を用いて共有し、常に確認できる体制を有しています。

【介護保険施設等連携往診加算】

当院では、みそら訪問看護ステーションと協力体制を講じ、定期的な訪問診療を行うとともに、患者様の病状の急変等に対応しております。

それに伴い、患者様の同意を得て、ICT 等を活用し、患者様の診療情報や急変時の対応方針について、常に確認できる体制を取っております。

【難治性がん性疼痛緩和指導管理加算】

難治性のがん疼痛に対しては適応のある患者さんではペインクリニックでの神経ブロック、放射線治療科での緩和的放射線照射も行なっています。

【時間外対応加算】

当院では再診時に時間外対応加算を算定しております。

診療時間外に、当院に通院されている患者様およびご家族からのお問い合わせに対応する体制を整えています。

可能な限り迅速に対応しますが、緊急の場合や当院での対応が難しい場合は迅速に医療機関をご紹介します。

【在宅緩和ケア充実診療所・病院加算】

当院は、重篤な疾患により療養中の患者さまが、ご自宅で安心して過ごせるよう在宅緩和ケアに取り組んでいます。

医師・看護師が24時間対応し、痛みの緩和や心のケアなどを行う体制を整えており、「在宅緩和ケア充実診療所（または病院）」としての加算を算定しています。

ご自宅での療養や緩和ケアについて、お気軽にご相談ください。

【機能強化加算】

当院では、地域における「かかりつけ医」として、以下の取組を行っております。

- ・他の医療機関の受診状況やお薬の処方内容を確認したうえで服薬管理を行います。
- ・必要に応じて専門医や専門医療機関への紹介を行います。
- ・健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。
- ・保険・介護・福祉サービスの利用に関する相談に応じます。
- ・訪問診療や往診に関して24時間対応を行います。

【時間外対応加算】

当院では再診時に時間外対応加算を算定しております。

診療時間外に、当院に通院されている患者様およびご家族からのお問い合わせに対応する体制を整えています。

可能な限り迅速に対応しますが、緊急の場合や当院での対応が難しい場合は迅速に医療機関をご紹介します。

【外来後発医薬品使用体制加算】

当院では、後発医薬品（ジェネリック）の使用を推進しており「外来後発医薬品使用体制加算」の届出を行っております。後発医薬品は先発医薬品と同じ成分を含むものであり同じ効果が期待できます。医療費の削減につながり患者様の負担を軽減した治療を提供することが期待されています。医薬品の供給不足が発生した場合、患者様に必要な医薬品を提供するために、以下のような対応を行います。

- ・代替品の提供供給不足の医薬品に代わる同等または類似の効果が期待できる別の医薬品を提供します。
- ・用量・投与日数の変更医薬品の用量を調整することで、現在の処方量での治療を継続することが可能な場合があります。
- ・医師が患者様に適切な用量を決定し医薬品を調剤します。

患者様の安全と健康を考え、医薬品の供給不足に際しても適切な対応を行います。

【在宅時医学総合管理料実施加算】

当院では、通院が困難な患者様に対し、医師が定期的にご自宅を訪問し、診療・健康管理・療養上の相談等を行う「在宅医療」を提供しております。

在宅医療の中でも、慢性疾患や複数の病気をお持ちの患者様に対しては、総合的かつ継続的な管理が必要となります。そのため当院では、必要に応じて「在宅時医学総合管理料実施加算」を算定し、よりきめ細やかな医療提供体制を整えています。

この加算は、医師による診療のほか、看護師等による 24 時間対応の連携体制や緊急時の対応、薬剤や栄養管理、生活支援に関するアドバイスなど、患者様が安心して在宅療養を継続できるような支援体制の一環として位置づけられています。

ご不明な点や在宅医療のご相談については、お気軽に当院までお問い合わせください。

みそら訪問クリニック